

ニューメディア人権機構は、2014年7月25日に、 大阪市より「認定NPO法人」に認定されました

■ニューメディア人権機構を支援してください！

私たちの活動は、みなさまの会費と寄附金、売り上げ、講演料などによって成り立っています。これからもよりよい人権情報を発信していくために、みなさまのご支援をお願いします。

■認定NPO法人とは

NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして、国税庁長官(2012年3月まで)または都道府県の知事又は指定都市の長(2012年4月から)の認定を受けた法人のことを「認定NPO法人」といいます。ニューメディア人権機構は2014年7月25日に大阪市より「認定NPO法人」に認定されました。

■ニューメディア人権機構を応援するには、2つの方法があります。

1. 賛助会員になる
団体会員：一口 100,000円(年間)
個人会員：一口 1,000円(年間)
2. 寄附をする
随時

■賛助会費および寄附金は、寄附金控除の対象になります。

最大で寄附金額の半額近くが控除される新しい税制が、2011年6月に成立しました。ニューメディア人権機構が認定NPO法人であることによって、みなさまからの寄附金は、申告によって、所得税、法人税、一部の自治体の個人住民税、相続税について税制上の優遇措置を受けることができます。

■お手続きには確定申告が必要です。(年末調整では控除できません)

- ・ニューメディア人権機構発行の「寄附金受領証明書」を添えて、お住まいの地域の税務署で確定申告を行ってお手続きください。
- ・「寄附金受領証明書」の再発行はできかねますので、確定申告の時期まで大切に保管してください。
- ・個人の場合、確定申告は例年2月中旬から3月中旬に受け付けされます。法人の場合は事業年度の確定申告においてお手続きください。

■寄附金控除については、裏面をご参照ください。

お問い合わせ：認定NPO法人ニューメディア人権機構
〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル9階
TEL：06-6581-8841 FAX：06-6581-8842 E-Mail：info@jinken.ne.jp
ウェブサイト：人権情報ネットワーク ふらっと <http://www.jinken.ne.jp/>

認定NPO法人に寄附をすると 税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けられます

◆◆個人が寄附した場合◆◆

個人が認定NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、【寄付金控除（所得控除）】又は【税額控除】のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

また、認定NPO法人に対する寄附金のうち条例で指定されている寄附金や、NPO法人のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で個別に指定されている寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます。

◆◆個人が相続財産を寄附した場合◆◆

相続又は遺贈により財産を取得した人が、認定NPO法人にその取得した財産を寄附した場合には、その寄附した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

◆◆法人が寄附した場合◆◆

法人が認定NPO法人に寄附をすると、一般のNPO法人に寄附した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

1. 認定NPO法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

イ. 資本がある法人

$(\text{期末資本金の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

ロ. 資本がない法人 $\text{所得金額} \times 6.25\%$

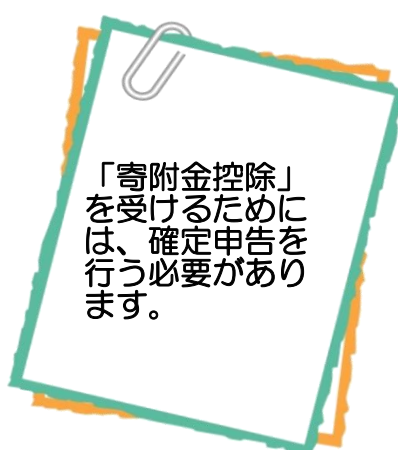
2. 一般の寄附金に係る損金算入限度額

イ. 資本がある法人

$(\text{期末資本金の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

ロ. 資本がない法人 $\text{所得金額} \times 1.25\%$

※所得金額 = 所得金額（当期純利益に税務調整をした額） + 寄附金の支出額



「寄付金控除」
を受けるためには、
確定申告を行う
必要があります。

※寄付金控除についての詳細は、「内閣府NPOホームページ」

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu>

または最寄りの税務署へお問い合わせください。

※確定申告についての詳細は、「国税庁ホームページ」

<http://www.nta.go.jp/index.htm>

または最寄りの税務署へお問い合わせください。